

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 1 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について (建築指導課) ..... 662
- 令和4年度市政功労者の表彰について (秘書広報課) ..... 663

### ◇ 公 告 ◇

- 個人情報業務届出書の公表について (法制契約課) ..... 665
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (法制契約課) ..... 668

### ◇ 公平委員会規則 ◇

- 那覇市職員団体の登録に関する規則等の一部を改正する規則 ..... 671

### ◇ 公平委員会訓令 ◇

- 那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令 ..... 678

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 109 号  
令和 4 年 5 月 17 日  
掲 示 済

建築基準法第42条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 2 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和 4 年 5 月 17 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市牧志三丁目 220 番
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 52.28m 幅員 2.55m～3.18m

那覇市告示第 111 号  
令和 4 年 5 月 20 日  
掲 示 済

令和 4 年度市政功労者の表彰について

令和 4 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号480号

氏 名 あらかき せいき  
新垣 誠毅 (85歳)

功績概要 平成14年から人権擁護委員として、様々な人権啓発活動や人権相談業務へ積極的に取り組み、その間、那覇人権擁護委員協議会こども人権委員会委員長等を歴任し、市民の人権擁護の意識高揚と啓発に貢献。また、首里真和志町自治会長も務め、地域活動にも尽力し、本市の福祉の推進に貢献。

登録番号481号

氏 名 あらかき ひでこ  
新垣 秀子 (80歳)

功績概要 昭和58年から学校薬剤師として、複数の学校を担当し、専門的な立場から学校環境衛生検査を通して、学校環境衛生の改善に貢献。また、「薬の正しい使い方」「薬物乱用防止教室」などの講話を行い、児童らの健康教育にも力を注ぎ、本市の学校保健の向上に貢献。

登録番号482号

氏 名 あらかき もとひろ  
新垣 元洋 (79歳)

功績概要 昭和53年より開業し、33年間地域において口腔衛生思想の正しい知識の普及向上に尽力。また、昭和59年から現在までの通算22年間にわたり乳幼児歯科健診を担当するほか、平成 9 年から平成25年まで学校歯科医を務め、母子保健から学校保健まで幅広く活動し、本市の健康福祉の増進に貢献。

## 登録番号483号

氏 名 いとかず けいこ  
糸数 慶子 (74歳)

功績概要 平成4年6月より那覇市選出の県議会議員として3期12年務め、その間、議会運営委員会副委員長等を歴任。その後、平成16年7月より沖縄県選出の参議院議員として、3期14年余にわたり、国政及び沖縄県の振興発展に尽力。その間、内閣委員会委員等を歴任し、国政、県政を通して本市の発展に貢献。

## 登録番号484号

氏 名 おおはま やすし  
大浜 安史 (65歳)

功績概要 平成5年8月より7期28年の長きにわたり那覇市議会議員を務める。その間、総務常任委員会副委員長、建設常任委員会副委員長、教育福祉常任委員会委員長の要職を務め、監査委員在任期間においては、本市の行財政の健全な運営に尽力し、議会の立場から本市の発展に貢献。

## 登録番号485号

氏 名 とくもと のぶこ  
徳元 信子 (73歳)

功績概要 昭和61年12月より約35年間の長きにわたり民生委員児童委員を務め、地域福祉の推進に尽力。その間、首里第一民生委員児童委員協議会会長を務め、新任民生委員児童委員への助言指導、組織運営等に尽力。また、市地域包括支援センターの相談協力員、立哨活動など本市の地域福祉の向上に貢献。

## 登録番号486号

氏 名 みやざと よしひろ  
宮里 善博 (71歳)

功績概要 公認会計士の知見をもとに、平成17年6月から4期16年にわたり那覇市監査委員を務め、本市の行財政運営の健全性及び透明性の確保並びに事務事業等の効率的かつ効果的な実施の確保のため監査を実施し、住民福祉の増進と市政への信頼確保に尽力し、本市の発展に貢献。

## 登録番号487号

氏 名 みやひら こ  
宮平 のり子 (74歳)

功績概要 平成20年11月より4期12年余にわたり那覇市議会議員を務める。その間、総務常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長等の要職を務め、委員会においては、多くの提言や指摘を行い、本市が抱える重要課題の解決に尽力し、議会の立場から本市の発展に貢献。

**公 告**

那 霸 市 公 告 第 7 9 号  
令 和 4 年 5 月 1 9 日  
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 5 項 及 び 同 施 行 規 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 情 報 業 務 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

令和4年3月31日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951(内線2561)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	那覇市子育て世帯への臨時特別給付(特例給付等世帯)			
業務の目的	給付金の支給に関する事			
個人情報の対象者	① 令和3年9月分の特例給付受給者 ② 令和3年10月分及びR4年3月分の新生児に係る特例給付受給者 ③ H15. 4. 2~R4. 3. 31生まれの児童を養育する特例給付受給相当の方			
業務の開始年月日	令和4年4月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( ) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(令和3年9月分が対象のため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務(廃止)・変更届出書

令和 4 年 5 月 10 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課			電話2561
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	子育て世帯への臨時特別給付金給付業務 令和2年4月30日			
廃止又は変更の 理由	事業が令和2年度で完了するため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄  
に記入すること。

那 霸 市 公 告 第 8 0 号  
令 和 4 年 5 月 1 9 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条第4項及び那霸市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

## 第10号様式(第22条関係)

## 保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年3月31日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	子育て応援課
業 務 の 名 称	那覇市子育て世帯への臨時特別給付(特例給付等世帯)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(令和4年4月1日以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	① 令和3年9月分の特例給付受給者 ② 令和3年10月分及びR4年3月分の新生児に係る特例給付受給者 ③ H15.4.2~R4.3.31生まれの児童を養育する特例給付受給相当の方		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 ( 審議会承認類型事項 1 ) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に基づく「地域における事務」の一環で、当該給付業務を実施するに際し、対象を18歳以下の子育て世帯としていることから、児童手当情報を主に活用することを想定しており、また、そうすることで給付業務を効率的に実施できるため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部子育て応援課		電話 861-6951

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 4 月 2 8 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部チャーターがん じゅう課	目的外利用部課 又は提供先	健康部健康増進課
業 務 の 名 称	特定健診の受診対象者決定		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(令和4年4月以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	介護保険給付実績情報に基づく個人データ ①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤施設入所日		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項 1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる施設 入所者を特定するため。 (根拠法令 ・高齢者の医療の確保に関する法律第二十条 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める者		
届 出 担 当 部 課	健康部健康増進課 電話853-7961		

## 公平委員会規則

那霸市公平委員会規則第 1 号  
令 和 4 年 5 月 2 日  
公 布 済

那霸市職員団体の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市公平委員会委員長 阿波連 光

那覇市職員団体の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(那覇市職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市職員団体の登録に関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式 [略] 代表者役職氏名 (印) [略] 第2号様式 1 [略] [略] [略] 証明者役職及び氏名 (印) 2 [略] [略] [略] 証明書役職及び氏名 (印) [略] 3 [略] [略] 証明者役職氏名 (印) [略] 4 [略] [略] 代表者役職氏名 (印) 備考 [略] 第3号様式 [略] 氏名 (印) 第4号様式 [略] 氏名 (印) [略] [略] 第5号様式 [略] 報告者役職氏名 (印)	第1号様式 [略] 代表者役職氏名 [略] 第2号様式 1 [略] [略] [略] 証明者役職及び氏名 2 [略] [略] [略] 証明者役職及び氏名 [略] 3 [略] [略] 証明者役職氏名 [略] 4 [略] [略] 代表者役職氏名 備考 [略] 第3号様式 [略] 氏名 第4号様式 [略] 氏名 [略] [略] 第5号様式 [略] 報告者役職氏名

<p>第8号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 代表者役職氏名 (印) [略]</p> </div> <p>第9号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 氏名 (印)</p> </div>	<p>第8号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 代表者役職氏名 [略]</p> </div> <p>第9号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 氏名</p> </div>
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第3条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査請求)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審査請求人が記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(書面審理)</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(書面審理)</p>

<p>第9条 [略] 2～12 [略] 13 公平委員会は、書面審理の都度その要領を記載した審理調書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した公平委員会の委員及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。 (再審の請求) 第17条 [略] 2～3 [略] 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、<u>再審を請求しようとする者が記名押印して</u>正副各1通を提出しなければならない。 (1)～(3) [略]</p>	<p>第9条 [略] 2～12 [略] 13 公平委員会は、書面審理の都度その要領を記載した審理調書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した公平委員会の委員及び審理調書を作成した事務職員<u>の氏名を表示</u>しなければならない。 (再審の請求) 第17条 [略] 2～3 [略] 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載して正副各1通を提出しなければならない。  (1)～(3) [略]</p>
--	---

備考  
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。  
2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則による審査等に関する様式の指定の一部改正)

第4条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則による審査等に関する様式の指定(昭和47年那覇市公平委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1号様式 [略] [略] 要求者職氏名 <span style="float: right;">印</span> [略] 備考 [略]</p> <p>第2号様式 [略] [略] 要求者職氏名 <span style="float: right;">印</span> [略]</p> <p>第3号様式 [略] [略] 要求者職氏名 <span style="float: right;">印</span></p>	<p>第1号様式 [略] [略] 要求者職氏名 [略] 備考 [略]</p> <p>第2号様式 [略] [略] 要求者職氏名 [略]</p> <p>第3号様式 [略] [略] 要求者職氏名</p>

[略] 第4号様式 [略] [略] 要求者職氏名 <u>印</u> [略]	[略] 第4号様式 [略] [略] 要求者職氏名 [略]
--	---

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(不利益処分についての審査請求に関する規則による審査請求の手続きに必要な審査請求書その他の書面の様式の指定の一部改正)

第5条 不利益処分についての審査請求に関する規則による審査請求の手続きに必要な審査請求書その他の書面の様式の指定(昭和47年那覇市公平委員会規則第9号)の一部を次のように改正する

改正前	改正後
第1号様式(第5条関係) [略] 審査請求人 <u>印</u> [略]	第1号様式(第5条関係) [略] 審査請求人 [略]
第2号様式(第5条関係) [略] 審査請求人氏名 <u>印</u> [略] 備考 [略]	第2号様式(第5条関係) [略] 審査請求人氏名 [略] 備考 [略]
第3号様式(第3条関係) [略] 審査請求人(処分者氏名) <u>印</u> [略] 備考 [略]	第3号様式(第3条関係) [略] 審査請求人(処分者氏名) [略] 備考 [略]
第4号様式(第7条関係) [略] 審査請求人(処分者)氏名 <u>印</u> [略]	第4号様式(第7条関係) [略] 審査請求人(処分者)氏名 [略]
第5号様式(第8条関係) [略] 所属機関名 <u>印</u> [略] 所属機関名 <u>印</u> [略] 備考 [略]	第5号様式(第8条関係) [略] 所属機関名 [略] 所属機関名 [略] 備考 [略]
第6号様式(第9条、第10条関係)	第6号様式(第9条、第10条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人(処分者)氏名 <span style="float: right;">印</span>                  [略]             </div> <p>備考 [略]</p> <p>第7号様式(第9条、第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人(処分者)氏名 <span style="float: right;">印</span>                  [略]             </div> <p>第8号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  氏名 <span style="float: right;">印</span> </div> <p>第9号様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人氏名 <span style="float: right;">印</span>                  [略]             </div> <p>第10号様式(第17条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 [略]                  再審査請求者氏名 <span style="float: right;">印</span>                  [略]             </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人(処分者)氏名                  [略]             </div> <p>備考 [略]</p> <p>第7号様式(第9条、第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人(処分者)氏名                  [略]             </div> <p>第8号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  氏名             </div> <p>第9号様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 [略]                  審査請求人氏名                  [略]             </div> <p>第10号様式(第17条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 [略]                  再審査請求者氏名                  [略]             </div>
---	--

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。  
 (那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)  
 第6条 那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査請求等)</p> <p>第2条 補償の実施に関して異議のある者が、法第5条第1項の規定により審査の請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)が<u>記名押印した審査請求書正副各1通にそれぞれ必要な書類、記録その他の資料を添えて、公平委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(審査請求等)</p> <p>第2条 補償の実施に関して異議のある者が、法第5条第1項の規定により審査の請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)が審査請求書正副各1通にそれぞれ必要な書類、記録その他の資料を添えて、公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公平委員会訓令

那覇市公平委員会訓令第 1 号  
令 和 4 年 5 月 2 日  
公 表 済

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市公平委員会委員長 阿波連 光

## 那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令

那覇市公平委員会処務規程(昭和49年那覇市公平委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務職員)</p> <p>第2条 委員会の事務を処理するため<u>事務職員若干人</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務職員のうち上席の事務職員を事務長とする。</u></p> <p>3 <u>事務長に総務部法制契約課の審査請求担当の担当副参事をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>前項の事務長を除くその他の事務職員に総務部法制契約課の審査請求担当職員をもって充てる。</u></p>	<p>(事務職員)</p> <p>第2条 委員会の事務を処理するため、<u>事務長その他の事務職員</u>を置く。</p> <p>2 事務長に<u>法制担当副参事(総務部法制契約課に置かれる担当副参事のうち、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第17条第3項の規定によりグループリーダーに指名されている者以外のものをいう。)</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>事務長以外の事務職員に総務部法制契約課の審査請求担当職員及び同課の職員のうち必要と認めるもの</u>をもって充てる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この訓令は、令和4年5月2日から施行する。

